

社外取締役独立性基準

パーク 2 4 株式会社(以下「当社」という)は、当社の適正なコーポレート・ガバナンス体制を構築するにあたって、経営における公正性、透明性および客観性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えております。

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者（注 1）
2. 当社の主要株主（注 2）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な取引先（注 3）
 - (2) 当社グループの主要な借入先（注 4）
 - (3) 当社グループが議決権ベースで 10%以上の株式を保有する企業等
4. 現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等であり、当該社員等として当社グループの監査業務を担当している者
5. 当社グループから多額（注 5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門的サービスを有する者
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者（注 6）
7. 社外取締役の相互就任関係（注 7）となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（注 8）が上記 1 から 7 までのいずれか（4 項および 5 項を除き、重要な者（注 9）に限る）に該当していた者
9. 過去 3 年間に於いて、上記 2 から 8 までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めに関わらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

以上

-
- (注 1) 現に所属している業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者および使用人（本規準において「業務執行者」と総称する）および過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。
- (注 2) 主要株主とは、当社事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで 10%以上を保有する株主をいう。主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。
- (注 3) 主要な取引先とは、当社グループのサービス提供に資する製品等の仕入先であって、かつその年間取引金額が当社の連結売上高または相手方の連結売上高の 2%を超えるものをいう。
- (注 4) 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の 2%を超える金融機関をいう。
- (注 5) 多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下の定めるとおりとする。
- ① 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当該専門家が当社グループから收受している対価（役員報酬を除く）が、年間 1 千万円を超えるときを多額という。
 - ② 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから收受している対価の合計額が、当該団体の年間総収入金額の 2%を超えるときを多額という。
- (注 6) 当社グループから年間 1 千万円を超える寄付を受けているものをいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。
- (注 7) 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
- (注 8) 近親者とは、配偶者および二親等内の親族をいう。
- (注 9) 重要な者とは、取締役、執行役、執行役員および部長格以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。